

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 3月19日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	主蒸気逃し安全弁搬出作業において、吊り上げ用チェーンブロックのチェーンを主蒸気配管（No. 2）に接触させ、当該配管表面の一部を損傷させたため、対応検討	C	
2	2号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（26-11）アキュムレータ排水弁下部接続部から水のリーク（鉛筆の芯1本程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	2号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（10-19・14-19）ベントラインの空気抜き確認用透明ホースの一部に亀裂が認められたため、当該ホースを交換	D	
4	2号機	主発電機密封油処理装置密封油真空タンク点検において、仮設油移送用ホースの外れによる油の漏洩（約11L）を発生させたため、対応検討	C	
5	3号機	原子炉格納容器内弁グランド漏洩温度記録計点検において、駆動用小型モータに動作不良が認められたため、当該モータを交換	D	
6	3号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ建屋計装用空気系除湿装置プレフィルタ差圧指示計に指示不良（ダウンスケール）が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
7	5号機	復水脱塩装置樹脂ストレーナ（1）点検において、胴接続部締付ナット（1個）に変形が認められたため、当該ナットを交換	D	
8	5号機	復水脱塩装置用苛性ソーダ貯槽下部サンプリング弁点検において、腐食が認められたため、当該部を修理	D	
9	5号機	復水脱塩装置用苛性ソーダ貯槽苛性ポンプ出口弁等（7台）点検において、腐食（3台）及び変形（4台）が認められたため、当該弁を交換	D	
10	5号機	主タービン複合中間弁（3・4）ストレーナ溶接部浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
11	5号機	高圧注水系タービン点検において、速度制御調整器用配線に劣化が認められたため、当該配線を交換	D	
12	集中環境施設	廃液乾燥固化系造粒機（B）のロール間隔指示計（2台）に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該指示計を点検・修理	D	
13	集中環境施設	雑固体焼却炉軽油移送ポンプ（A）駆動用電動機に絶縁不良が認められたため、当該電動機を点検・修理	D	
14	集中環境施設	雑固体廃棄物減容処理建屋排気筒放射線モニタ監視ユニット（A）の指示計と記録計に指示不良が認められたため、当該監視ユニット（A）を点検・修理	D	
15	その他	環境管理棟計測室設置のゲルマニウム半導体検出器（1台）に液体窒素をこぼして損傷させたため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで